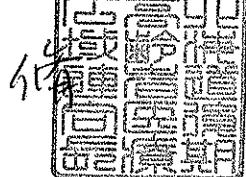


北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月20日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第2号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「（以下「広域連合」という。）」を、「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」の次に「及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を加える。

第6条第1号中「平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）」を「平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「後期高齢者医療条例」という。）」に改め、「附則第7条」の次に「及び附則第12条」を加え、「平成20年度における」を削り、同条に次の3号を加える。

- (3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合
- (4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び関係市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合
- (5) 平成21年度における後期高齢者医療条例第14条第1項第1号の2の規定による被保険者均等割額の軽減分及び同条第3項の規定による所得割額の軽減分に充てる場合

附則第2条中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。